

# 石川県公報

令和3年12月28日(火曜日)

号外

(第83号)

## 目次

人事委員会 ○石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則	1	○不利益処分についての審査請求に関する規程の一部改正 ○勤務条件に関する措置の要求に関する規程の一部改正	11 11
---------------------------------------	---	---	----------

## 人事委員会

石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和三年十二月二十八日

石川県人事委員会

### 石川県人事委員会規則第七号

石川県職員の退職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(石川県職員の退職手当に関する規則の一部改正)

第一条 石川県職員の退職手当に関する規則(昭和二十九年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式及び別記第二号様式中「㊦」を削る。

別記第五号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

別記第六号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)中「記載して印を押す」を「記載する」に改める。

別記第七号様式中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第七号の二様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)注意事項中3を削り、4を3とし、5を4とする。

別記第八号様式中「㊦」を削る。

別記第十号様式(表)中「㊦」を削り、  
「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第十一号様式(表)中「㊦」を削る。

別記第十二号様式(裏)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第十三号様式(表)及び別記第十四号様式中「㊦」を削る。



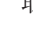
別記第十五号様式(表)中「㊦」を削り、同様式(裏)注意事項8を次のように改める。


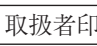
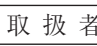
8 この証明書の提出を自ら行う場合又は公共職業訓練等の施設の長以外の者に委任する場合は、「また、この証明書の提出を上記公共職業訓練等の施設の長に委任します。」を抹消すること。

別記第十六号様式(表)中「申請者氏名」を「申請者氏名」に改め、同様式(裏)注意事項中6を削り、7を6とする。


別記第十六号の二様式(表)中「取扱者印」を「取扱者」に改める。

別記第十七号様式中「取扱者員」を「取扱者」に改める。

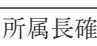
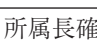
別記第十七号の二様式(表)中「」を削り、「」を「」に改める。

別記第十八号様式(表)中「」を削り、「」を「」に改める。

別記第十八号の二様式から別記第十九号様式までの規定中「申請者氏名 」を「申請者氏名 」に改める。

別記第二十号様式から別記第二十一号の三様式までの規定中「」を削る。  
(石川県職員等の旅費に関する規則の一部改正)

第二条 石川県職員等の旅費に関する規則(昭和三十年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一(第三号様式)及び別表第一(第四号様式)中「」を「」に改める。

(職員の特務勤務手当に関する規則の一部改正)

第三条 職員の特務勤務手当に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「」を「」に、「」を「」に改める。

(不利益処分についての審査請求に関する規則の一部改正)

第四条 不利益処分についての審査請求に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「各号」を削り、「記載し、審査請求人が記名押印しなければ」を「記載しなければ」に改める。

第十四条第四項中「記載し、再審を請求しようとする者が記名押印して」を「記載して」に改める。

(勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部改正)

第五条 勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「左の各号」を「次」に、「記載し、措置の要求をしようとする職員が署名押印して」を「記載して」に改める。

(一般職の職員の給与に関する条例の施行規則の一部改正)

第六条 一般職の職員の給与に関する条例の施行規則(昭和三十二年石川県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第四項中「受領印を押さなければ」を「受領をしたことを適宜の方法により示さなければ」に改める。

第五十九条第一項中「つど」を「都度」に、「押印しなければ」を「確認し、当該時間外勤務等命令整理簿にその旨を示さなければ」に改める。

別記第二号様式を次のように改める。

別記第 2 号様式 (第 55 条関係)

扶 養 親 族 届

( 年 月 日提出)

任命権者 殿	勤務公署名		
	職	氏 名	

一般職の職員の給与に関する条例第 10 条第 1 項の規定により次のとおり届け出ます。

届出の理由
<input type="checkbox"/> 1 新たに職員となつた (行政 9 級職員等にあつては、扶養親族たる子がある場合に限る。)
<input type="checkbox"/> 2 行政 9 級職員等から行政 9 級職員等以外の職員となつた (子以外の扶養親族がある場合に限る。)
<input type="checkbox"/> 3 新たに扶養親族としての要件を具備するに至つた者がある (行政 9 級職員等にあつては、子に限る。)
<input type="checkbox"/> 4 扶養親族としての要件を欠くに至つた者がある (子、孫及び弟妹で満 22 歳の年度末を超えた者を除き、行政 9 級職員等にあつては、子に限る。)

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の 発生年月日	届出の事由
				所得の 種 類	金 額		

記入上の注意
1 続柄の欄には、職員との続柄 (重度心身障害者として届け出る場合は、併せてその旨) を記入する。
2 同居・別居の別の欄の別居の場合の住所地は、市区町村名まで記入する。
3 所得の年額の欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額 (見込額) を記入する。
4 届出の事由の欄には、届出の理由 3 又は 4 に該当する場合にその事由 (例えば婚姻、離婚、出生、死亡、就職、離職、満 60 歳以上等) をそれぞれ記入する。

参考 (上記の扶養親族を職員と共同して扶養している者がいることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。)

--

任命権者記入欄

上記のとおり認定する。	取扱者 確認欄				
年 月 日 職 氏名					

別記第三号様式 (裏面) 中「㊟」を削る。  
別記第四号様式及び別記第五号様式を次のように改める。





[裏面]

記入上の注意

- 1 「家賃等」欄には、権利金、敷金、食費、電気代、ガス代、水道代、共益費若しくは店舗付住宅の店舗部分その他これに類するものに係る借料又は借り受けた住宅を他に転貸している場合の転貸部分に係る家賃等を含まない額を記入する。ただし、居住に関する支払額に電気、ガス若しくは水道の料金が含まれている場合(例:光熱費込みの下宿代)又は居住に関する支払額に食費等が含まれている場合(例:まかない付下宿代)で家賃に相当する額の算出が困難なときは、光熱費、食費等を含めた額(光熱費込みの下宿代又はまかない付下宿代)を記入して差し支えない。なお、この場合には該当するものにレ印を付するものとする。
- 2 家賃額の改定等居住の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。
- 3 「配偶者等が居住する借家・借間」欄は、単身赴任手当を支給される職員が届け出る場合のみ記入する。

別記第4号様式中「印」を削る。

別記第4号の1様式を次のように改める。

別記第6号の2様式(第57条の4の15関係)

1号紙

単 身 赴 任 届

年 月 日提出

任命権者	職名	氏名
勤務公署名	所在地	
届出の理由	<input type="checkbox"/> 1新規 <input type="checkbox"/> 2異動 <input type="checkbox"/> 3転居( <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 配偶者) ※4に該当する場合を除く。 <input type="checkbox"/> 4配偶者と同居 <input type="checkbox"/> 5その他( )	
上記事実の発生年月日 年 月 日		

一般職の職員の給与に関する条例の施行規則第57条の4の15の規定に基づき次のとおり配偶者等との別居の状況等を届け出ます。

1 異動直前の居住状況等(届出の理由が「1新規」以外の場合は記入不要)

異動の発令年月日	年 月 日
本人の住居	
同居者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 )

2 現在の居住状況等(届出の理由が「4配偶者と同居」の場合は記入不要)

配偶者と同居した年月日	年 月 日
配偶者と同居した事情	<input type="checkbox"/> 配偶者が父母、義父母又は同居の親族を介護 <input type="checkbox"/> 配偶者が在学する同居の子を養育 <input type="checkbox"/> 配偶者が引き続き就業 <input type="checkbox"/> 配偶者が自宅を管理 <input type="checkbox"/> その他( )
本人の住居	入居年月日 年 月 日
本人の住居における同居者	<input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> 子(生年月日 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 ) <input type="checkbox"/> その他(続柄 )
配偶者の住居	異動直前の本人の住居と { <input type="checkbox"/> 同じ。 <input type="checkbox"/> 異なる。(配偶者の住居及び入居年月日を記入) 配偶者の住居: 入居年月日: 年 月 日

※任命権者記入欄

上記のとおり	<input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、	<input type="checkbox"/> 单身赴任手当の月額を 円と決定する。 <input type="checkbox"/> 規則第57条の4の12第3項の規定による加算額を 円、单身赴任手当の月額を 円と決定する。
年 月 日	取扱者	
職名	氏名	確認欄

(「記入上の注意」については、裏面を参照のこと。)

## 〔裏面〕

## 記入上の注意

- 1 「届出の理由」欄中「2 異動」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者が、公署を異にする異動をした場合の当該異動をいい、「3 転居」とは、既に単身赴任手当の支給を受けている者又は当該者の配偶者が、住居を移転した場合の当該転居をいう。
- 2 配偶者のない者にあつては、「配偶者」とあるのを「異動直前に同居していた満 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子」と読み替えて記入する。
- 3 「1 異動直前の居住状況等」及び「2 現在の居住状況等」において「異動」とは、別居の原因となつた公署を異にする異動又は同一公署内における異動若しくは職務内容の変更等をいう。
- 4 在勤する公署が移転した者にあつては、「異動」とあるのを「移転」と読み替えて記入する。
- 5 職員以外の地方公務員、国家公務員、退職派遣者若しくは公社、公庫、公団、事業団等の職員から人事交流等により引き続き給料表の適用を受けることとなつた者、再任用をされた者又は外国機関等派遣条例第 2 条第 1 項の規定による派遣若しくは公益的法人等派遣条例第 2 条第 3 項第 1 号に規定する職員派遣から職務に復帰した者にあつては、「異動」とあるのをそれぞれ「適用」、「再任用」又は「復帰」と読み替えて記入する。
- 6 「通勤方法の別」欄及び「交通方法の別」欄には、通勤等の順路に従い、徒歩、〇〇線等の別を記入する。
- 7 別居後に配偶者を欠くこととなつた場合は、異動直前に配偶者がいないものとした場合について記入する。



(1) 異動直前の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴って配偶者とともに住居を移転し、その後に配偶者と別居した場合は記入不要)

職員 記入欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から ( 経由 )	まで
	2			から ( 経由 )	まで
	3			から ( 経由 )	まで
	4			から ( 経由 )	まで
	5			から ( 経由 )	まで
	6			から ( 経由 )	まで

任命権者 記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から ( 経由 )	まで	・ km
	2			から ( 経由 )	まで	・ km
	3			から ( 経由 )	まで	・ km
	4			から ( 経由 )	まで	・ km
	5			から ( 経由 )	まで	・ km
	6			から ( 経由 )	まで	・ km
計 (規則第 57 条の 4 の 11 の規定による通勤距離)						・ km

(2) 配偶者の住居から勤務公署までの通勤経路及び方法

(異動に伴い配偶者と別居した場合で、配偶者の住居が異動直前の本人の住居と同じときは記入不要)

職員 記入欄	順路	通勤方法の別	区 間		
	1		住居	から ( 経由 )	まで
	2			から ( 経由 )	まで
	3			から ( 経由 )	まで
	4			から ( 経由 )	まで
	5			から ( 経由 )	まで
	6			から ( 経由 )	まで

任命権者 記入欄	順路	通勤方法の別	区 間			距 離
	1		住居	から ( 経由 )	まで	・ km
	2			から ( 経由 )	まで	・ km
	3			から ( 経由 )	まで	・ km
	4			から ( 経由 )	まで	・ km
	5			から ( 経由 )	まで	・ km
	6			から ( 経由 )	まで	・ km
計 (規則第 57 条の 4 の 11 の規定による通勤距離)						・ km

(3) 配偶者の住居から本人の住居までの交通経路及び方法

職員 記入欄	順路	交通方法の別	区 間		
	1		住居	から ( 経由 )	まで
	2			から ( 経由 )	まで
	3			から ( 経由 )	まで
	4			から ( 経由 )	まで
	5			から ( 経由 )	まで
	6			から ( 経由 )	まで

順路	交通方法の別	区 間	距 離
1		住居 から ( 経由 ) まで	・ km
2		から ( 経由 ) まで	・ km
3		から ( 経由 ) まで	・ km
4		から ( 経由 ) まで	・ km
5		から ( 経由 ) まで	・ km
6		から ( 経由 ) まで	・ km
計 ( 条例第10条の6第2項の規定による交通距離 )			・ km

別記第4の5欄に「印」を記す。

別記第4の5欄に「第76条の8関係」と「第76条の7関係」の「取扱者認印」と「取扱者確認欄」を「第76条の7」と「第76条の6」に記す。

別記第4の5欄に「氏名」欄に「印」を

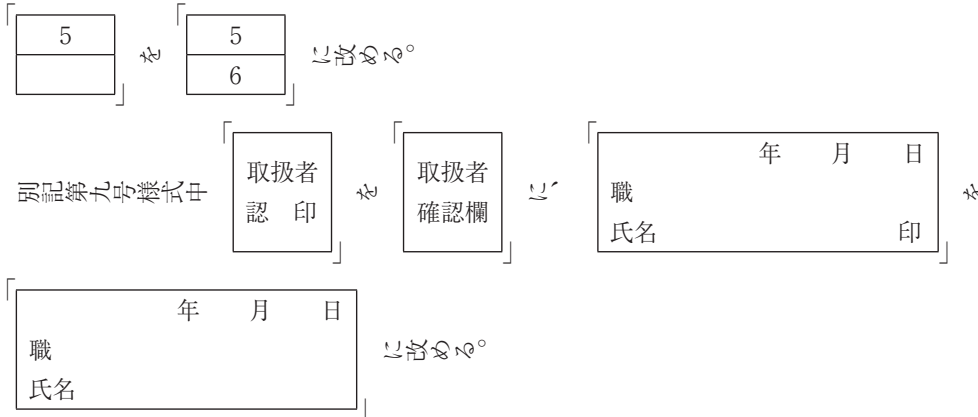
「氏名」欄に

「届出の理由 (該当する□にレ印を付する。)」と「届出の理由」

5□	5□
	6□

記入上の注意	総通勤距離 (概算)	・ km
1 「氏名」欄については、本人が署名する場合は、押印を省略することができる。	総所要時間 (概算)	分
2 「通勤の方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。		
3 「乗車券等の種類」欄には、定期券 (6箇月)、10枚綴回数券、優待乗車券等の別を記入する。		
4 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券 (6箇月) の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。		
5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。		
6 通勤経路の略図 (経路朱線) は、この様式の裏面に記入する。		
7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。		

記入上の注意	総通勤距離 (概算)	・ km
1 「届出の理由」欄中「3 通勤経路又は方法の変更」には勤務公署の所在地が変更したことによる通勤経路の変更を含み、「4 運賃等の負担額の変更」には勤務態様の変更 (交替制勤務から普通勤務への変更等) による負担額の変更を含む。	総所要時間 (概算)	分
2 「通勤の方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、〇〇線等の別を記入する。		
3 「乗車券等の種類」欄には、通勤に使用する乗車券等 (定期券 (〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等の別) を記入する。		
4 「左欄の乗車券等の額」欄には、通勤に使用する乗車券等 (定期券 (〇箇月)、〇枚綴回数券、優待乗車券等) の額を記入する。		
5 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入する。		
6 通勤経路の略図 (経路朱線) は、この様式の裏面に記入する。		
7 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関係のない事項の記入を省略することができる。		



(県立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第七条 県立学校の学校医等の公務災害補償の審査の請求に関する規則(昭和四十六年石川県人事委員会規則第十七号)の一部を次のように改正する。

第二一条中「審査請求人が記名押印した」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和四年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当該の間、所要の調整をして使用することが出来る。

石川県人事委員会告示第2号

不利益処分についての審査請求に関する規程(昭和42年石川県人事委員会告示第1号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

石 川 県 人 事 委 員 会

別記様式第1号から別記様式第4号まで、別記様式第9号及び別記様式第12号中「㊟」を削る。

別記様式第13号中 「(審査請求人氏名 職(所属) ㊟)」を 「(審査請求人氏名 職(所属))」に

改める。

別記様式第14号、別記様式第15号、別記様式第17号及び別記様式第19号中「㊟」を削る。

別記様式第23号中「(審査請求人所属、職及び氏名) ㊟」を「(審査請求人所属、職及び氏名)」に改める。

別記様式第25号及び別記様式第29号中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

石川県人事委員会告示第3号

勤務条件に関する措置の要求に関する規程(昭和46年石川県人事委員会告示第3号)の一部を次のように改正する。

令和3年12月28日

石 川 県 人 事 委 員 会

別記様式第1号から別記様式第3号までの規定中「㊟」を削る。

附 則

この告示は、令和4年1月1日から施行する。

